

東京外環自動車道 八潮パーキングエリアランプ橋(鋼上部工)南工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	・入札公告説明書 第4-4-2技術評価の評価項目等)	合成床版の耐久性向上に関する技術提案は、西脇橋(合成床版橋)も提案範囲に含まれると考えてよろしいでしょうか。	合成床版に関する技術提案ですので、西脇橋(合成床版橋)は提案範囲に含まれません。
2	・入札公告説明書 第4-4-2技術評価の評価項目等)	供用中の高速道路に対する架設作業時の安全確保の提案は、ランプ橋、合成床版、鋼製橋脚の架設が提案範囲と考えてよろしいでしょうか。	入札公告(説明書)4-2に基づき、貴社でご判断ください。
3	・入札公告説明書 第4-4-2技術評価の評価項目等 ・Aランプ橋(PA1~P207)架設計画図(その4)(参考図) ・Aランプ橋(P207~P203)架設計画図(参考図) ・Bランプ橋(P216~PB4)架設計画図(参考図) ・Cランプ橋(PC1~P213)架設計画図(その2)(参考図)	入札公告説明書 第4-4-2技術評価の評価項目等)に示された「東京外環自動車道との並行区間」とは、各ランプ橋の設計図・架設計画図(参考図)に記載された、「外環並走部」として記載の以下の範囲を指すと考えてよろしいでしょうか。 ・Aランプ橋:P207~P209 ・Aランプ橋:P203~P207 ・Bランプ橋:P216~PB5 ・Cランプ橋:PC3~P213	入札公告(説明書)4-2に基づき、貴社でご判断ください。
4	・入札公告説明書 第4-4-2技術評価の評価項目等 ・Dランプ橋(P207~PD5)架設計画図(その2)(参考図)	入札公告説明書 第4-4-2技術評価の評価項目等)に示された「東京外環自動車道との並行区間」とは、Dランプ橋の設計図・架設計画図(参考図)に記載された、「八条用水交差部、外環並走部」として記載の以下の範囲のうち、P207~PD1を指すと考えてよろしいでしょうか。	入札公告(説明書)4-2に基づき、貴社でご判断ください。
5	・割掛対象表参考内訳書 【仮設備工事費】	吊足場工費(標準型側面)の範囲について、割掛対象表参考内訳書の表【仮設備工事費】に示されている範囲と、同資料内の上部工吊足場平面図に記載される範囲が異なります。上部工吊足場平面図に記載された、以下の範囲を正と考えてよろしいでしょうか。 ・Aランプ第1橋:PA1~PA3 ・Bランプ第3橋:PB8~PB10 ・Cランプ橋 :PC1~PC2 ・Dランプ橋 :PD3~PD5	割掛対象表参考内訳書の表に示している範囲は吊足場工費(標準型側面)の範囲ではなく、各ランプ橋の範囲を示しております。そのため、吊足場工費(標準型側面)の範囲については、上部工吊足場平面図をご確認ください。

東京外環自動車道 八潮パーキングエリアランプ橋(鋼上部工)南工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
6	<ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書 ・位置図(その2) 	<p>特記仕様書9-5(3)道路閉鎖にて、国道298号サービス道路(外周り)をヤード整備および上部工の架設(Bランプ)で封鎖する旨、記載がありますが、設計図の位置図(その2)を参照すると、Bランプ施工時は、国道298号サービス道路(内周り)を封鎖するものと考えます。正しくは、国道298号サービス道路(内周り)を令和7年12月～令和8年6月に閉鎖するとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図(その2) ・工事用出入口 交通保安要員配置図(その2、3) 	<p>国道4号東埼玉道路の迂回路として、第Ⅰ期迂回路と第Ⅱ期迂回路が設計図の位置図(その2)、及び設計図(附帯工・雑工)の工事用出入口 交通保安要員配置図(その2、3)に示されていますが、それぞれの迂回路の切替え時期について、ご教示願います。</p>	<p>工事工程表(概略工程表)に示していますので、そちらをご確認ください。</p>